

美濃加茂市集積所の利用実証実験に関する取扱要領

1 目的

この要領は、市が実施する市民の廃棄物の処理及び清掃に関し利便性の改善を目的として、市が設置する廃棄物等の集積所（以下「市集積所」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 対象者 美濃加茂市民

3 設置場所

美濃加茂市蜂屋台 1 丁目 3 番 11 号（上蜂屋クリーンセンター）

4 実施期間

期間は令和 7 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。
（受付準備期間 令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日）

5 費用負担

登録者は利用開始月から年度末までの管理登録料（1, 0 0 0 円/1 月で計算）を納める。（日割による料金の対応は行わない。天候不良で暴風雨警報などが発令された場合や施設の緊急対応時で受け入れを中止した場合の返金を行わない。）

6 収集について

収集日は蜂屋地区の収集日で行う。収集時間は午前 6 時から午前 1 0 時までとする。（土曜日・がれきは午前 9 時まで）

※天候不良で暴風警報などが発令された場合や施設の緊急対応時は受け入れ中止の場合がある。

7 利用のための登録について

市集積所を利用するための登録（以下「登録者」という）は個人が利用の前に環境課で登録を行い、登録証の発行を受けるものとする。

8 利用のための留意事項

- （１）美濃加茂市家庭ごみの分別と出し方で排出すること。
- （２）登録者や登録された親族や介護者のみが使用すること。
- （３）登録証は他者に貸与や、共用はしないこと。
- （４）店舗や事業所のごみは出さないこと。
- （５）登録者以外の他者から預かったごみは出さないこと。
- （６）不正により取得した登録証、複写や環境課以外で作成された登録証を使用した場合、原本の登録証の取り消しに応じること。
- （７）ごみ搬入時や集積所から出る時の周辺道路の通行に際し、時間にゆとりを持ち指定された経路を利用すること。特に危険箇所については環境課の指示に従うこと。

9 損害賠償

- （１）登録者は市集積所での事故等については、登録者自身で責任を負うもの。
- （２）登録者は集積所の管理や排出の指導者（以下「管理者」という）の指示に従わなければならない。管理者は市集積所の衛生や秩序の保持及び管理上必要があると認めるときは登録者に対し、市集積所の使用について適切な指示をすることができる。指示に従わず廃棄物を放置した場合、処理に係る費用等を支払わなければならない。

10 登録の取り消し

前述、「8 利用のための留意事項」が守られない場合や市集積所の管理者や環境課からの指導に従わない場合は、登録を取り消すことがある。

11 その他

要領に定めのない事項又は要領に関して生じた疑義については、市と登録者で協議のうえ解決するものとする。